

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成21年度
条 例 名	小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例		
条 例 番 号	平成11年神奈川県条例第42号	法 規 集	第8編第4章第3節
所管部局局室課	保健福祉部健康増進課		
条 例 の 概 要	健康増進法（以下「法」という。）に規定する特定給食施設よりも小規模な給食施設に対して栄養改善指導の機会を確保し、県民の健康の保持増進を図るために、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	県民の栄養の改善及び健康の保持増進を図るためには、県内の給食施設の約4割を占める小規模特定給食施設に対しても、特定給食施設と同様の栄養改善指導を行う機会を広く確保する必要があり、これを実施するために必要な事項を定めた本条例は現在でも必要である。	<平成21年3月末現在> 県内給食施設 1,252施設 （うち小規模特定給食施設 493施設）
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	届出された小規模特定給食施設の栄養改善指導は、法に規定される特定給食施設における栄養管理基準に準じて実施されるよう指導・助言を継続的に行っており、給食利用者及びその家族の健康増進に寄与している。	小規模特定給食施設に対する栄養改善指導の実績 平成20年度 500件 平成19年度 494件 平成18年度 477件 平成17年度 563件 平成16年度 626件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	小規模特定給食施設の栄養改善指導は、県内の各保健福祉事務所において特定給食施設への実地指導と同時に行うなど、効率的に行っている。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	小規模特定給食施設の栄養改善指導は、給食利用者及びその家族や地域住民への健康増進に寄与しており、「食生活改善などによるがん等生活習慣病対策の推進」を掲げた県の基本計画である「神奈川力構想」に適合するものである。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	法では、県が「特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。」を定めている。その実施のために、小規模特定給食施設に対し特定給食施設と同様に届出を義務付け、栄養改善指導の機会を確保することは法の趣旨に抵触するものではない。	法第18条第1項第2号
	その他		
見 直 し 結 果	<del>改正・廃止の必要はない。</del> 改正・廃止を検討する。		理 由
			現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。
特記事項			
次回見直し予定	平成26年度	見直し規定の有無	（有） 無